

第5章

生活福祉分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

生活に課題をかかえても、 自立して地域生活を送ることができる社会

生活保護受給者等に対し、就労及び健康管理上の支援を行い、個別の能力に応じた自立を支援します。

生活困窮者に対し、丁寧な相談により、生活を安定、再生するための就労支援や、家計改善等の支援を行います。

「社会参加に関する調査」の分析に基づき、包括的なひきこもり支援策の拡充と関係機関等と連携した効果的な支援を行います。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

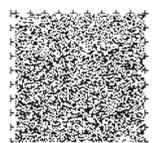
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

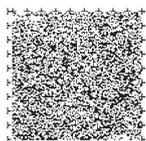
分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
低所得者等の 生活の支援及び 自立施策の充実	(1) 生活保護受給者等への支援の推進	
	(2) 生活困窮者への自立支援の促進	
	(3) ひきこもり支援の実施	



具体的な取組

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 生活保護制度等の適正な運営 | ② 自立支援の実施 |
| ③ 法外援護の実施 | ④ 路上生活者等への支援 |
| ① 生活安定の支援 | ② 生活再生の支援 |
| ③ 子どもへの支援 | |
| ① 相談窓口の設置 | ② 関係機関とネットワークづくり |
| ③ 当事者及び家族の居場所づくり | |

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

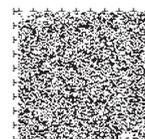
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 生活福祉分野の施策

施策1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 生活保護受給者の増加

令和2(2020)年度まで減少傾向にあった、生活保護受給者（以下「被保護者」といいます。）数は、その後増加に転じ、この傾向は続くと思われます。

多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、関係機関と連携し、状況の変化に応じて適切な支援・サービスにつなげるコーディネート機能を果たすため、ケースワーカーの計画的な育成が必要です。

健康管理、日常生活習慣の確立や基礎技能が被保護者の自立に向けて習得が必要なため、効果的な支援メニューを複数準備し、包括的な支援を進めます。

(2) 生活困窮者への支援

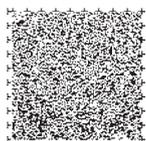
生活・就労支援センターの相談は増加傾向で外国人、若年層等、相談者の多様化がみられます。生活困窮者の生活再生のため、就労支援と債務整理や滞納等に関する助言など家計改善支援を一体的に実施します。

また、子どものいる世帯に対しては、学習の支援だけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援等を通じて学習習慣を育成するなど、貧困の連鎖を防ぎ、将来の自立に向けたきめ細かな支援を行っています。

(3) ひきこもりへの支援

生活・就労支援センターでは、これまでも生活困窮の相談を発端とし、ひきこもり状態にある方の相談や、アウトリーチをとおして支援を行ってきました。

また、区では、学識経験者、区職員等から成る「ひきこもり支援調整会議」を設置するとともに、令和5(2023)年度に「社会参加に関する調査」を実施しました。調査結果等をふまえ、支援内容や関係機関等との連携を拡充します。



施策の考え方

区民の最後のセーフティーネットとして、相談者の状況を的確に把握し、生活保護を受けるべき人が受給できるようにします。生活保護受給者や、生活困窮者、就職氷河期世代、ひきこもり状態にある人等、一人ひとりの状況や能力に応じた支援を行うとともに、低所得世帯の子どもの支援を行うことで、貧困の連鎖を防止します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

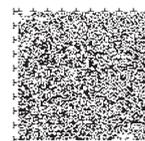
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 生活保護受給者等への支援の推進

生活保護制度を適切に運用するとともに、生活保護受給者等の抱える多様な課題に対応できるよう自立支援事業を実施し、一人ひとりの能力に応じた経済的自立、日常生活自立、社会的自立を支援します。

具体的な取組

① 生活保護制度等の適正な運営

制度をわかりやすく説明し相談者に寄り添う相談業務を行います。各地区総合支所間の連携を強化しケースワーカーを計画的に育成し関係専門機関と連携して、受給者が必要な各種支援やサービスが利用できるようコーディネートします。

② 自立支援の実施

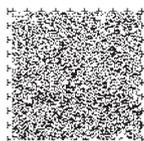
就労支援プログラムや健康管理支援事業などの自立にむけた支援事業を充実し、就労支援員、メンタルケア支援員等、専門性を有する職員とケースワーカーが連携することで、受給者一人ひとりの能力に応じた自立を支援します。

③ 法外援護の実施

区独自で、コミュニティバス乗車券や無料入浴券の給付、児童・生徒の通学用衣服費、運動用衣服費、修学旅行支度費、夏季及び冬季の見舞金を支給し、生活保護世帯等の日常生活の安定・向上及び自立を図ります。

④ 路上生活者等への支援

東京都や特別区と共同で路上生活者等の社会復帰に向けて「自立支援センター事業」を行います。従来の方法では十分な支援が難しかった就労自立を希望する、ネットカフェ利用者、女性、性的マイノリティ（LGBT）も、対象とします。



(2) 生活困窮者への自立支援の促進

生活困窮者の自立を支援するため、港区生活・就労支援センターにおいて就労支援や家計相談、子どもの学習相談など一人ひとりの状況にあった必要なサービスを提供するとともに、学習支援事業の充実を図ります。

具体的な取組

① 生活安定の支援

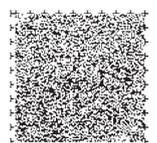
生活困窮に陥った人に対する住居確保給付金や就労支援をはじめとした自立相談支援体制を強化し、一人ひとりの能力に応じた包括的な自立支援を推進します。

② 生活再生の支援

生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験など、就労準備のための支援を行うとともに、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行い、生活再生を図ります。

③ 子どもへの支援

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を強化し、進学や就職を選択するためのサポートを行うことで、貧困の連鎖を防止します。また家庭への支援をとおして、育成環境の改善を図ります。



(3) ひきこもり支援の実施

ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。また、港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、生活背景に合わせた包括的な支援ができるよう、関係部署や関係機関と連携します。

具体的な取組

① 相談窓口の設置

拡充

ひきこもり状態にある方の生活状況やその背景等に合わせた支援ができるように、ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。

② 関係機関とネットワークづくり

拡充

港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、多様な生活背景に合わせた対応ができるよう、庁内の関係部署や外部の関係機関等と連携することで、包括的な支援につなげます。

③ 当事者及び家族の居場所づくり

拡充

ひきこもり状態にある方やその家族が、同じ状況にいる人々と交流し、情報を共有することで、社会参加の足がかりとなるよう、ひきこもり当事者のコミュニティを創設します。

